

Title	『主権者を疑う』を疑え？
Sub Title	Doubt the "Do not belive in the sovereign people"
Author	倉持, 麟太郎(Kuramochi, Rintaro) 駒村, 圭吾(Komamura, Keigo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2026
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.99, No.3 (2026. 3) ,p.237- 275
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	駒村圭吾教授退職記念号 対話篇
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20260328-0237

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『主権者を疑う』を疑え？

倉 持 麟 太 郎
駒 村 圭 吾

【提題】

- 既存のあらゆる勢力と概念の敗北
- 一 主権と主権者の本籍地は
 - 二 主権者を疑え
 - 三 有権者の「民意」と民主主義の問題
 - 四 市民社会と個人
 - 五 近代化せぬ日本の主権論とは

【対話】

- 一 リベラルであるということはどういうことか——「穏健派」と「革命戦士」
- 二 エポケーとBracket——「判断留保」という決断
- 三 司法に愛想が尽きる前に
- 四 「眠らない主権者」というナンセンス？——主権者をいかに馴致するか

【提題】

倉持麟太郎

○ 既存のあらゆる勢力と概念の敗北

本稿執筆時点(二〇二五年八月)において、日本政治の景色はここ数年では見たことのない風景が広がっている。「安倍一強」と言われ選挙に勝ち続けた自民党は今やいづこ、石破茂をトップに据えた自民党は二〇二四年秋の衆議院選挙、二〇二五年夏の都議会議員選挙及び参議院選挙に立て続けに敗北し、いわゆる「少数与党」状態で政治的意思決定もままならない。数年前に「無敵」だった自民党の足元が揺らいでいる中、それでは野党が形勢逆転し一気呵成に政権交代かといえはそんなことはなく、野党第一党の立憲民主党も上記三選挙で思うように議席を伸ばせていない。既存政党の存在感が後退する中で台頭したのが、数年前まで弱小と思われていた国民民主党と一部に特殊な人気を誇っていた参政党である。

両政党ともに一面的には「ポピュリズム政党」との分析がある一方で、自民党、立憲民主党から共産党までの既存政党が議席獲得に苦戦していることや、ずば抜けて得票数及び支持率を伸長させた参政党が、これまで政治という舞台の中心でプレゼンスを発揮してきたメディアやアカデミアなどのエスタブリッシュメント的なプレイヤーたちを厳しく批判(否定?)していたことからすると、敗北したのはこれまでの政治で主役を担っている⁽¹⁾と自負してきたであろうすべての既存勢力であったといえる。

この構図はトランプ二・〇を例に出すまでもなく近年すでに世界的にみられている現象であり、既存のメディ

ア、アカデミア、官僚機構などを徹底的に敵視する極右／ポピュリズム勢力の伸長と軌を一にしている。⁽²⁾ いよいよ日本にもその波がきた、といえよう。

敗北した既存勢力は、リベラルな近代社会が想定した「強い個人」とこれらの総体を集約したルソー的な一般意思の体現というものはや現実と日常を生きる生身の人々にはアピールしない骨董品（あるいは内輪だけで成立している「茶番」）を前提とした生態系に安穩と生きすぎたのである。すなわち、日本社会の現実と日常を生きるサイレント・マジョリティにとつては、異なる価値観を持つ「他者」との忍耐強い対話を通して共生を企図し、政治的イシューにも常に関心を持ちながら他者（とりわけ少数者）や将来世代及び社会全体のことを慮りながら選挙とあれば毎回適切な投票行動を行うようなモデルを生きることはあまりに非現実である。⁽³⁾ 一方で我々の「代表者」とされる議員たちは次の選挙での自らの議席の確保を最優先に自分たちを支持している（と思い込んでいる）「上顧客」のみしか見ていない。「少子化」「子どもどまんか」「性の多様性」「働き方改革」などのキャッチコピーは虚しく踊るものの、その実、政治が家庭、会社、学校などの共同体に潜在的にはびこる男尊女卑やハラスメントに根本的メスを入れる気配すらない。この現実を前に、リベラルな概念を所与のものとして唱えるだけでは「明日のメシも食えない」人々にとつては何らの訴求力をもたなくなってしまうのだ。それは「憲法」及び「憲法学」にも妥当する。リベラルな近代では「野蠻」とされた生身のデモスの個人（いわゆる「強い個人」の対概念ともいおうか）が自らの代表者を求めて蠢く時代に、お行儀よい作法を身に着けたリベラルな「個人」でないと入れない会員制クラブのような思想・言論空間はこれまた人々から見向きもされなくなってしまう。

しかし、逆説的ではあるが、それではデモスの個人に「媚び」ればいいのかといえ、それでは問題は解決しない。我々はどこまで行っても個人の権利・自由や法の支配などの一線を死守せねばならず、今敗北しつつある既存の概念を再起動させる必要がある。

このとき再起動の一步目のための視座を提供してくれる概念がある。

「主権者」である。

一 主権と主権者の本籍地は

駒村圭吾『主権者を疑う』（ちくま新書、二〇二三年）は、憲法学の視点から主権者概念のルーツを探訪し、主権とその担い手である主権者概念が纏う「危うさ」を指摘する。主権&主権者概念の相対化の企ての一方で、近未来の統治を視野に入れた現代政治に対する「挑発的な」処方箋まで示す刺激的な一冊である。本稿では、駒村による唯一の新書である『主権者を疑う』（以下「本書」という）での主権論に対して批判的分析を行い、私から問いをぶつけてみたい。

本書は、その前半で、主権論の歴史的生成・形成過程を踏まえながら、その中から立ち現れる「主権者」概念とその本籍地及び構成成分を紐解く。

駒村の整理によれば、主権論は神の至高性（「至高なる神（sovereign God）」）まで遡る。原初では理性により規律される「ロゴスとしての神」であったが、中世スコラ学を経て「不変なる理性、ロゴス」としての神から「自由意志を有する人格神」、すなわち「意思としての神」へと移行していく。意思にフォーカスすれば必然的に意思を発する「主体＝主権者」が必要となる。その後の歴史は我々の知る通り、この「主体」をめぐる、教皇と皇帝は争い、近代国家建設の文脈で神の至高性を纏った主権は、絶対君主に帰属することとなった。王権神授説に支えられ、神の至高性によって正当化された君主制は、絶対化と専制化を招いた。

このように、主権の至高性・無謬性・絶対性は、そのまま恣意性に転ずる歴史であったことは説明を待たない。

駒村は、この点をもって、主権とその担い手たる主権者概念に強い警戒心を持つ。

では、その後絶対君主制の終焉とともに産声を上げ、日本国憲法も採用するとされている「国民主権」はどうか。これは、主権を特定の主体に独占させない、という意味では主権論が一定程度解毒されているとも思えるが、駒村は「国民主権に至ったとしても、そうやすやすと安心できそうもない」と警戒心を緩めない。駒村によれば、国民主権とは「国民・人民・大衆・群衆の流動がブレイクスルーを起こすかもしれないことに大いなる期待と峻厳なる畏れをいただきつつ、国運をそれに賭けてみる思想」であり、一種の大博打のように聞こえる。なぜそれが大博打となるかといえば、主権の担い手とされる「国民・人民・大衆・群衆」なる総体が潜在的に有する「衆愚（プラトンによれば雄蜂、アーレントによればモップ）性」が、大いなる決定をすることもあれば、社会を根底から瓦解させるようなカタストロフな決断を行ってしまうことが十分にありうるからである。

今ひとつ、駒村が再三にわたって主権にサイレンを鳴らすのは、主権には常に物語がつきまとうからである。いわく、「主権」が動き出す時、あるいは動いた後には、「物語」や「神話」が生み出される。（中略）物語や神話のおそろしいところはそれが「大義」に成長し、やがて「真実」として浸透してしまう点である。」

孤独な大衆・群衆は、不条理な社会に対する劇薬としての物語を求めている（これは陰謀論にも連なる）。衆愚性と物語・神話が掛け合わされたとき、主権の発動は「混ざるなキケン」を侵犯してしまったときのような、不可逆的なダメージを社会に与えかねない。

駒村は上記のとおり主権のネガを歴史的・人間生理的に分析したのち、「衆愚のブレイクスルーに賭ける前に」主権の相対化、主権の限界の確定（主権より上位の審級の設定）、そして主権の出番を減らす、という三つの方法論を提示する。主権はそれほどまでに「取り扱い注意」であるというのだ。

二 主権者を疑え

本書では、主権論の系譜を見たのち、主権と主権者を法学の土俵に招き入れる。法学における主権論の歴史は、主権や主権者が纏う至高性と恣意性という扱い難い要素を明らかにし、これに対する規範的な「タガ」をはめる作業であったといってもいいだろう。

主権者が行う一番の大仕事は「憲法制定」であることは間違いない。駒村の言い方を借りれば「実定法の世界を拓いた」のちはその自ら開いた実定法秩序の中に「憲法改正権」として自己を「閉じ込めた」のである。すなわち、主権者は憲法制定権力としては、自己を閉じ込めた憲法の舞台では出番がないということになる。そうだとすれば、憲法制定権力が衣装替えした憲法改正権の行使は主権者にとって極めて重大な権限行使ということになる。

駒村が日本国憲法の制定過程について、憲法改正を騙りながらその実は「まったく新しい」憲法を制定した点をもって、憲法改正権の名のもとに憲法制定権を行使したのではないかと疑義を呈するものも、この改正権と制憲権の区別は法学にとって致命的に譲れない一線だからである。主権が発動するときは法的世界の存続を天命にゆだねることを覚悟すべきとまで言う。

この文脈で、駒村は述べる。「憲法は主権者を畏れている。主権者を畏れ敬いつつも、それを不断に疑うことを私たちに求めている」。

それでは主権及び主権者を後景に押しやった結果、前景にせせり出るのが、「有権者」（憲法一五条）、「市民」（憲法二一条など）そして、これらの基底をなす「個人」（憲法一三条）である。本書は冒頭に日本国憲法に登場する「国民」を①主権者、②有権者、③市民という三つの役割に分ける見取り図を提示しているが、駒村は「国民」⁽⁴⁾

は主権者として立ち現れる前に、有権者、市民、そして個人としてとことんがんばってみるべきだ、というポジティブなメッセージをそこには込めた」とし、それぞれのペルソナにおける「がんばってみる」オプションを提示する。

三 有権者の「民意」と民主主義の問題

以上に見てきた「主権」及びこれの主体たる「主権者」意思の可視化方法としては、当然我々が「有権者」として投票行動を行う「選挙」がメインである。しかし、駒村は、ルソー的一般意思は実際特定の利益集団の意思の集約・代表ではないという選挙の抱える欺瞞性と利益相反性を指摘し、むしろ日本国憲法の掲げる「全体の奉仕者」「国民の代表」（二五条、四三条）という概念がそれらの欺瞞・利益相反を隠蔽してしまっていると喝破する。選挙を基礎にした議会政治が、「代表」についての欺瞞性・利益相反性を「ロンダリング」してはいないか、と。そこから、「選挙とはそんなものだ」と横目に見ながら選挙に依存しない民主主義の設計について無意識民主主義、くじ引き民主主義、国民投票制度、法の支配、民間法制局などの構想の紹介や、国会をこれまでどおりの字義どおりの熟議を担保すべき「熟議院」と、主権者意思の趨勢を政策課題別にデータベースからアルゴリズムによって検証・抽出し、それを熟議院の審議に対抗的・批判的な素材としてぶつける「計算院」の二院に改組する大胆な構想も提示する。ここには、選挙をベースとした民主主義に「しよせん」と「されど」の留保をつけつつ、現状の選挙至上民主主義はアップデートせねばならないものであるとの危機感が強く滲む。

四 市民社会と個人

さて、「がんばってみる」アクターとしての最後のベルソナである「市民」はいかなる存在か。冒頭、駒村は憲法一二条を引き合いに出しつつ、「本来、勝手気ままがゆるされるはずの自由や権利につき、市民には、それを維持するための「不断の努力」が求められ、さらに、公共のために「これを利用する責任」が課されている。このように社会を支え、政治と私的世界の媒介に腐心し、公共的負担を引き受ける国民が「市民」なのである」として、市民には一定の公共的な「自己規律メンタリティー」が要求されることを出発点に据えている。駒村は、「有権者」たる国民を論じる際の「自己統治」の文脈でも、自己統治の固有の意味は「自己決定」や「自己実現」とは違い、「自己規律の含意にある」と断じていた。いずれにせよ、駒村が「国民」に求めるのは、民衆、モツ、雄蜂、というむき出しの「デモス」的人間像ではなく、一定の規範的枠組み〓公共性を兼ね備えた自己規律を伴う人間像である。

「市民」の内実に迫るにあたって、駒村は、高度に政治的な統治行為に関する司法審査について判示した砂川判決における「主権を有する国民による政治的批判」というモチーフを主題に、国民が主権者として立ち現れる前に「市民」によって可能ないわゆる「市民運動」について展開していく。ここで駒村は宇野常寛の動員の革命の失敗についての議論を経由し、市民（運動）を「非日常」（祝祭）に動員するのではなく、むしろ「日常」（生活）と接続するという「軸」を設定すべきとする。すなわち「市民運動〓デモを「大きな物語（他人の物語）をめぐる非日常的祝祭空間での『闘争』としてだけではなく、『日常』生活における『個人の物語』の探求」としても構想」する可能性を探るのである。ここでは、デモや市民運動を再定位するために通底する方向性として、小田実やマーク・リラを援用しつつ、「個人に固着したアイデンティティ（それは、時にしがらみと言っていい共

同体帰属であり、時に手放したくない自分らしさでもある）を超えて、名も知らぬ他者といかにしてつながり直すのか、という視点」が提示される。その後に触れられる鈴木健の分人民主主義が描く近未来の統治論とあわせ考えると、ここでの駒村の構想は、見取り図で示された「主権者」「有権者」「市民」だけでなく、これらの共通前提である「個人」像の再定位に向けられているのではないだろうか。「個人」像の組みなおしによって、そこに配置される「他者」とのつながりや関係性も組みなおすことが可能になる。そして、これが上記近未来の統治という文脈に置きなおされたとき、それはデータ・アルゴリズム社会の発展型として、「主権者」データの集積」というところまで無色化されるのである。

「国民」の三つの役柄とこれらの土台である「個人」概念までを「なめらか」にすることこそが、駒村による「主権&主権者封じ込めプロジェクト」の眼目だったのかもしれない。

五 近代化せぬ日本の主権論とは

私は、以上のとおり駒村主権論を認識・理解しているが、それぞれの構想や提案の現実的実現性への疑問はあった。措きつつ、上記議論を前提にいくつかの問いをなげかけたい。

駒村は、現状の日本で「政治が法を呑み込まんとしている」としている。しかしそれは、「市民」「有権者」は法に対するリテラシーをもたせず、「専門家」（カギカッコセンモンカ）や「エリート」（カギカッコエリート）が自分たちの中でのみ通用・運用しておけばよいとの内輪の演技的共通了解とこれによって統治コストを格段に下げたための道具として、ハリボテの神棚の奥に鎮座させてきたからではないのか。私は、天皇が「シラス」疑似家族的国家建設を企図した明治以来二〇二五年まで、いまだに日本の法的規律の背景には個人と国家の「対立」

すら存在しないと考えている。つまり、そもそも日本においては個人と国家、政治と法の対立関係が存在しない（むしろ明治憲法以来対立がないように法制度が設計ないし運用されている）と考える。したがって、「主権者」を論ずるまでもなく、「個人」「市民」「有権者」が実質的には存在しないのではないか。この私が前提とする問題意識はそもそも駒村の前提とする問題意識とズレていると考えるか。もし違いがあるとすれば駒村主権論からは上記倉持の分析にいかなる応答がなされるのか。

この日本国家建設の構造とエリート・プラグマティズの法運用により、本来個人と国家の対立を前提とする憲法は骨抜きにされ、「生ける屍」「残骸」「まぼろし」（本書一〇頁）という状態にほぼなっているのではないか（駒村が日本国憲法の正統性として挙げる「戦後政治の波と風を生き延びてきたダイナミズム」が本当に存在したのか、とりわけ近年では疑わしいと考える。主権の発動場面である憲法改正も、安倍政権以来いわば「改憲するする詐欺」と変わず（近年最も改憲に前のめりで見られた安倍政権でさえ発議に必要な三分の二の議席を有しながら発議に必要な準備手続すら憲法審査会では行われていない）、改憲に肯定的な支援者向けのポーズでしかなく、その意味でも実はダイナミズムは失われているのではないか。以上を前提に、以下の問いを立てたい。

1 憲法改正は「真に必要な場合には堂々と挑戦すべきである」とするが、自衛隊の法的規律・統制はもちろん、憲法裁判所の創設等「法の支配」の完遂のためのオプションの創設は憲法改正が必須であり、改憲が真に必要な局面にきていると考える。目の前の社会的課題を戦後数十年間解決できない現代日本型民主主義の機能不全と、代表制における「過少代表」的な状況（国民の多数が「私は代表されていない」と考える状況）もあわせて考えるならば、個人の権利の観点からこれを補うのは立憲主義＝法しかないと考ええる。あわせて、民主主義的なアプローチでは動かない問題のブレイクスルーがまさに必要なときではないか。であるとすれば、駒村の考える「真に必要な場合」

とはいかなる場合か。

2

いわゆる「主権論」の歴史的生成過程は説明のとおりだとしても、明治憲法や日本国憲法のもつ主権のナラティブはそれと同一平面上で理解してもよいものなのか？　むしろ、異質なものではないのか。私は、日本の主権及び主権者像の原風景は、外圧による近代国家建設のために、個人と国家の対立を捨象し天皇を頂点とする疑似家族的共同体の構築だと考えている。これが戦後日本国憲法体制でも「家庭」「学校」「職場」に溶け込み、いまだに明治憲法下における疑似家族的共同体の中に人々閉じ込められていると考えている（主権者はおろか、「個人」もままならない）。そうだとすれば、日本の主権論の再構築が必要と考えるが、この点に坎する駒村の受け止めはいかなるものか。

3

「むやみに主権に頼むことをせず、主権者の出番を少なくしておくこと」を提案しつつ、これは消極論ではなく、「国民は主権者として立ち現れる前に、有権者、市民、そして個人としてとことんがんばってみるべきだ、というポジティブなメッセージをそこには込めた」とする。

まず、「主権者の出番」とは端的に憲法改正のことを指しているのだろうか（憲法改正も当然憲法に手続が規定された通常政治の一種であるはずである。そうすると、革命的行動のみを指すこととなり、そのような事象は想定しにくい。ため、そもそも主権の相対化という議論自体が内実のないもの（はばかりえない事態をヘッジする）になりはしないか）。また、この「有権者、市民、個人としてのがんばり」と「国民・人民・大衆・群衆のうねりによるブレイクスルー」とはどのような関係にあるのか？

このとき、そこで予定されている有権者、市民、そして個人は「お行儀のよい」いわゆる「強い個人」を前提としているのか（「市民」に関する小田やリラの議論の援用は、やはり近代リベラリズムが想定していたある種、非現実的、かつ「生身の弱い個人」から反感を買った「個人」像に回帰していくようにも見える）。駒村の議論は「有権者」も「市民」も、一定の「自己規律」を要求しているように見えるが、そのような自己規律（リテラシーともいえる？）はいかにして調達すべきと考えるのか。今般の参院選での参政党の台頭なども、有権者、市民とし

4

て頑張った結果のものとみてよいということか。⁽⁵⁾

また、有権者、市民、そして個人として「がんばる」ために何らかの「制度」の創設や手直しは念頭にあるのか（民主主義に関する章で紹介されたいくつかのアプローチがそれという理解か）。

砂川判決における「主権を有する国民の政治的批判」の文脈で、高度に政治的な問題に関する憲法上の疑義は、終局的には憲法改正も含めた国民の意思表示にからしめられており、政治部門に委ねられていないとする。しかし、そもそも事件性の要件を満たした個人の権利についての争いであつたとしても、現状の付随的違憲審査制においては実質的には憲法判断をするか否かはもはや裁判所の裁量に委ねられている。すなわち、勇気ある当事者が原告として立ち上がり、訴訟要件もクリアした上で、当該事件が係属した部の担当裁判官が「たまたま」勇気をふり絞って憲法判断に踏み込まないかぎり、事件性の要件のもとでは権利制限立法について憲法判断がなされない「裁判官ガチャ」法の支配ではなく「裁判官の支配」状態である。いわんや、統治分野に関しては違憲性すら問う方法がなく、そうであれば、九条問題をはじめとした統治分野の憲法適合性に関しては、事実上政治部門の憲法解釈が最終的な解釈となつていると言わざるを得ないし、事実上政治部門の「自主的な」改善的取り組みに委ねるほかないことになつてしまう。そうであるとすれば、主権者が立ち現れる場面ないしは主権者意思を表明できるオプションを制度的に保障し増やさなければ、憲法上の権利自由及び統治機構に関する憲法上の疑義は放置されることにはならないか。

5

このことに関連して、比較憲法学者のケネス・盛・マッケルウェインの研究によれば、日本国憲法は世界的にみても字数が少なく規律密度が低い「小さい」憲法であるという。⁽⁶⁾ また、憲法学者の山本龍彦は、リチャードタックの「眠れる主権者」との言説を引き合いに出しつつ、日本国憲法の「小ささ」からすれば、主権者は常に起きてなければいけない、いわば「眠れない憲法」であるとの指摘をしている。我々は常に主権を「横取り」されている、と。⁽⁷⁾ これらの指摘からすれば、とりわけ日本国憲法においては主権者が寝ないで監視する必要がある、相対化戦略と逆の戦略をとるべきなのではないか。駒村が本書で安倍晋三政権による安保法制時の解釈改憲を「国民から「国民投

票の権利」を奪った」と評しているが、戦後政治は国民からその意味での国民投票権とその背後にある主権を横取りし続けている。

そう考えると、戦後日本政治は主権者を眠らせておくことに大成功してきた世界的にみても稀有な社会である。

それにより、主権者は「永眠」に近い状態⁸ブレイクスルーする足腰がないのではないか。また、「支持政党なし」が最大勢力で「ニヒリズム」「シニシズム」的国民が多数を占める日本政治では、ある一定の自己規律を求める自己統治の主体たる「有権者」「市民」がいないのではないか。

現状の日本政治においては、この主権者の主権を横取りしている主犯格に「政党」がある。私は、⁸ことここへきて主権の発動を肯定的にとらえているが、その場合には政党などの「横取り勢力」にはネガティブな評価を下さるを得ず、「政党法」⁽⁸⁾を含めた改革が必要と考えている。駒村主権論からすると、政党は「主権者」「有権者」「市民」との関係でどのように位置づけられ、そのうえで、政党について何らかの制度改革等が必要と考えるのか。

これを受けて具体的な現状の政治状況に目を向けると、日本政治においては、たとえば二〇二五年九月の自民党の「石破おろし」を見ても、国民を無視した極めて内向きな悪しき政党政治がむしろ先鋭化して繰り返り広げられているし、また、有権者意思の発動も「選挙」一択の傾向が強まっているように思える。また、政治部門（永田町、霞が関）・司法部門が最もデジタル化やDXから見て遅れていることは争いがないだろう。駒村が提示する未来型の民主主義のあり方から遅れ、さらには逆走する日本社会・日本政治にあつて、このベクトルを逆向きに反転させる力学・構想は存在するのか。

【対話】

駒村圭吾・倉持麟太郎

一 リベラルであるということはどういうことか——「穏健派」と「革命戦士」

駒村… まず、五に示された質問の「1」について回答したいと思います。そこで披瀝された倉持さんの現状認識ないし歴史認識はかなり断定的な割り切ったものですが、私も共感するところがあります。ただ、仮に倉持さんの指摘するとおりの日本であったとしても、否、そういう日本であるからこそ、規範の側に立つ者の役割は重要になってくるのではないのでしょうか。

言うまでもなく、「規範」と「現実」が一致しているのであれば、法は不要ですし、他方で、「規範」と「現実」が完全に乖離しているのであれば、法は不可能です。日本の、と言うよりも、法が存在しているほとんどの社会は、その両極のいずれにもないはずで、神棚に祭り上げられた²というレトリックは戦後の護憲派の教条主義的な憲法の神格化を指して用いられていました。神棚のレトリックにならえば、ところどころで神棚から降りて、「機械仕掛けの神」として憲法が振る舞う瞬間もあったのではないのでしょうか。法令違憲判決は少ないにしても、下された例はあるし、下級審でもけっこうあるように思います。そして、ずーっと神棚に鎮座してきたわけなく、神棚から引きずり降ろそうとするケースも戦後何度かあったし、現代でもあります。実際、それが数の上で可能になった瞬間がありました。それでも安倍元首相は手をつけなかった。政治的事情によるものだという整理もあり得ますが、神棚から引きずり降ろすことに対する神罰を無意識のうちに

おそれたのではないか、とも言えるかもしれません。それは根本規範の持つ政治的圧力だったのではないかと思います。また、そう描くことには意味があると考えています。

疑似家族共同体的な同質性の上に寝そべり、主権者、有権者、市民、そして個人としても自覚的な自己像を持ち得ていない日本国民だったとしたら、「規範」のレベルでそのような役割分担を明確にして、そのシナリオで舞台に立ってみろ、と言いつけるしかないと思います。

第一、かなり絶望的な現状認識、歴史認識、そして法運用への悲観的な認識を持っていますが、倉持さん自身は、積極的に公共訴訟に関わり、事実、勝訴を獲得している。私が示した希望を、あなたが担保してくれていくようなものではないですか。

絶望の淵にあっても、有権者として市民としての自覚の下、横紙破りをしようとする人間が出て来ると思えますよ。もともと、絶望の度合いにもよるとは思いますが、ナチスの支配下においても、立ち上がった人はいますからね。

倉持さんは、私が日本国憲法が改憲運動によって動揺しながらも改正を免れてきたことをもって、「戦後政治の波と風を生き延びてきたダイナミズム」が戦後憲法の正統性を構成していると述べたことに対し、そんなダイナミズムは本当にあったのか、既に憲法は「生ける屍」「残骸」「まぼろし」と、まさに駒村が懸念している状況に立ち至っているのではないかとおっしゃっています。私が述べた「ダイナミズム」はもちろん制度化された統治の構造のことではなく、あくまでも戦後社会の思想動態のことを指しています。法理理論的には、日本国憲法の正統性の源泉は、①（改正憲法である以上）明治憲法、②（『八月革命』の起点である）ポツダム宣言、に求められます。他方で、実存に根差した正統性の源泉は、改憲・廃憲運動を潜り抜けてきた主権者の意思ではないでしょうか。「改正」という局面、これはもちろん実際に憲法を改正する局面を第一に考えるべき

でしょうが、それに誘われる局面、改正に招待される局面も含むとすれば、それもまた主権者が顔を出し得る瞬間です。改正運動の危機（「危機」は好機でもあります）に際して主権者は少しだけ眠りから覚めるのだと思いますね。

ただ、倉持さんのおっしゃっていることはあるいは、私が朝日新聞のロングインタビューで行った発言を下敷きしているのかもしれないね。なにしろ、そのタイトルは、「憲法は死んだのか？」⁽⁹⁾ですから（笑）。詳細は記事をお読みいただくとして、そのインタビューで私は、安倍政権下での改憲運動で彼が発した発言を改めて総括すれば、憲法は死んでいる、しかも、とつくの昔に死んでいた、のかもしれないと述べました。「生ける屍」「残骸」「まぼろし」ということですね。だとすれば、改憲論が頓挫してきた原因も明らかであり、また、それを潜り抜けてきた理由も明らかです。要するに、死んでいるので止めを刺す必要はない。Dead text だからだれも実は相手にしていない。それだけのことであれば、「戦後政治の波と風を生き延びてきたダイナミズム」などというものは絵空事になる。生き延びてきたダイナミズムではなく、安楽死させてきたダイナミズムがあっただけ、ということになるわけです。この話は、この二〇二五年に限っても、台北とソウルで二回しました。かなり反響があつて、みな一様に心配してくれていました（笑）。

しかし、そのように見ることができる半面、近時の最高裁が違憲判決・決定を頻発させていること、また、下級裁判所では同性婚姻訴訟において違憲判決が連発されていること、それらから展望すれば、司法の世界では憲法がアクティベートされている。裁判所が憲法を蘇生させている。このように朝日の記事でも、講演でも、つけ加えております。そして、そのような憲法の蘇生に注力しているのが、他ならぬ倉持弁護士であり、同性婚姻訴訟に意見書を提出しているこの私ということになるわけです（笑）。

倉持… ご丁寧な回答をありがとうございます。

こうして対話をしていますと、自分が一体何に焦っているのか、現状の何が不満なのか、自分を突き上げてくるマグマのような感情・思想の根源は何かと考えるわけです。そうしますと、自分の中の「すべてを一挙的にドラスティックに変えたい」という「革命戦士」的マグマにぶち当たるんですね（笑）。

日常の弁護士業務では、どんな出自の方とだって笑顔で対話し、一生に一度あるかないかの「弁護士に相談する」という交差点で私に当たったことで少しでも出会う前より前を向けたり、命が開いたりすればいいなと考えるながら仕事をしています。そんなによくもならないけど悪くもしない、限りなく黒に近いグレーを白に近いグレーにする、といった、まさに「このクソ素晴らしい」世界にまみれています。「自己」＝「私」の有限性と絶対性という矛盾を「受け入れ」て「引きずり」ながら、世界を変えることはできない、しかし目の前に現れた人や事件との縁＝関係性を大切に全力を尽くす。これってどちらかというと保守思想に近い気がするんです。にもかかわらず、憲法論の磁場（特に憲法改革論議）に自分が近づくと、自分の中の革命戦士が疼きだすんです。一方で（逆に？）憲法論の磁場に近づくと、駒村先生はむしろ漸次的で穏健な改革を是としているとすれば、「保守」思想に近いのかな？ という気がしてきました。私は今、初めてその自己に内在する革命戦士の側面がどこからきたのか向き合って解析しております。駒村先生は、自己に種々の自己が内在していますか？ それらをどのように思想的・生身の人間的に統合していらっしゃるのでしょうか？ もちろん、人間、保守カリベラルかという単純な「大きな主語」には回収できず、いろんなベルソナが混在していることは前提の上です。

いずれにせよ自分の中には日常の局面や思想のレイヤーごとにいろんな自分がいて、それを貫く自己が一体何なのかという探求を止めないメンタリティーこそリベラルなマインドの根源だということで、自分をリベラルに貼り付けておきます（笑）。

学問とは遠い話が長くなってしまいました。失礼いたしました。

駒村… いやいや、学問に直結するテーマですよ。と言うよりも、学問的に解明するに値する主題です。すくなくとも私にとってはかなり深刻な学問的課題なので、すこし応答させてください。

倉持さんが今ご指摘された、「自分が一体何なのかという探究を止めないメンタリティこそリベラルなマインドの根源だ」というのはまったくその通りで、私のリベラル観そのものと言っていると思います。私のリベラリズムを端的で一言で表現すれば、『自分の中にもう一人の自分を持つこと』になります。つまり、自己を別な視点から吟味する《他者》を内在化させていることがリベラリズムの核心的要請と見るのが私の考え方ですね。ですので、倉持さんの「駒村先生は、自己に種々の自己が内在していますか？」という問いかけは私のリベラリズムの核心を突くものです。私としては「イエス」と答えるほかありません。

詳しくは、かつてある翻訳書の「解説」にそのことは書いたので参照してほしいですが、要するに、自分にとって「善きこと」を人間は身勝手に追求したがるものです。そして自由な社会ではそれを原則、尊重しなければなりません。が、みなが勝手に自分にとっては大切な「善きこと」、そして他人にとっては迷惑で汚らしいものに過ぎないこと、を放縦化・専制化させて、他者にそれを強いることがあってはいけませんから、「正しきこと」（誰にとっても「善きこと」）を社会秩序の基盤的原理に据えて、善の専制化を統制しなければならぬ。他方で、特定の個人や共同体の抱懐する「善きこと」も制度化のチャンスを与えることが必要です。「基本善」という一段レイヤーが上の公共的な教説に編成し直すチャンスを与えるということです。この点は、吉川さんとの対談中、「二 基本善構築ゲームについて」で話したのでそちらをご覧ください。

これら一連のダイナミズムの前提には、自分にとって「善きこと」が本当に自分にとって善いものであることが措定されています。「善きこと」を再吟味し、それでも自分のアイデンティティの一部をなすべきものか

どうか問う、これは本人にしかできませんので、かかる問いを繰り返し自問し、その果てに本人がなお抱き続けている「善きこと」こそが尊重に値します。そのような問いが成立するには自己内部に《他者》を内蔵させている必要があります。つまり、自分にとって「善きこと」を一時的にでも無化する能力、あるいは精神を要請するのがリベラリズムだと思っんですね。

なので、私のリベラリズムは政治における党派性を類別する用語ではありません。保守であろうが革新であろうが、キリスト教徒であろうがイスラム教徒であろうが、社会に共存しようとするすべての人に要請される精神の構えのことを指します。近時のアメリカでは、保守派^レと言われる共和党に対して、民主党で元気のいい政治家、例えば、バーニー・サンダース、アレクサンドリア・オカシア・コルテス、ゾーラン・マムダニらは、radicalist、socialist、^レ^レには倉持さんの言う「革命戦士」と呼んだ方が適切であるような政治指導者です。つまり、保守^レに対して、革新^レが対峙する絵柄で語り得る状況になってきていて、それ自体は良いことであると私は思っています。なのに、私にとっては普遍的エトスであるリベラリズムを党派を類別する呼称として使い、自らを薄甘くリベラルと自認してきたのがまさに民主党であつたように思います。現在の民主党の凋落は、リベラリズムの名を借りたアイデンティティ・ポリティクス^レの先鋭化を推し進め、それにより倫理的な分断をむしろ深刻化させたこと、つまり、リベラリズムを正しく用いてこなかった、そのツケが回ってきたのが原因ではないでしょうかね。

なので、自己内部に「穏健派」と「革命戦士」とともに宿っているのは私の視点かすれば、とても健全なんじゃないでしょうか。

二 エポケーの Bracket——「判断留保」という「決断」

倉持… リベラリズム（リベラルな私）とは党派性を類別する言葉ではなく精神なのだ、というのは大変腑に落ちましたし、まさに私がリベラリズムやリベラルとはというテーマに惹かれ続けているのは、そのような自己内他者性を担保する「修行」ひいては「旅」みたいなものが今ほど必要な時代はないと考えているからかもしれません。

しかし、特に、AI、アルゴリズム、SNSによって外側の世界に過剰接続させられている現代社会を生きる我々は、ニーチェが『ツァラトゥストラ』で「君たちにとつても、生きることは激務であり、不安だから、君たちは生きることによってうんざりしてるんじゃないか？（中略）君たちはみんな激務が好きだ。速いことや新しいことや見慣れないことが好きだ。——君たちは自分に耐えることが下手だ。なんとかして、君たちは自分を忘れて、自分自身から逃げようとしている。」との言葉が胸に突き刺さるわけです。

「自分自身から逃げる」ために、心地よいエコーチェンバーや陰謀論の海に身を投げるか、あるいは、ニヒリズムや冷笑主義の門を開けるか、いずれにせよ「疑似安全地帯」に逃げ込んでいると思うのです。現代人も「刺さる」ニーチェのこの指摘こそ、本対話で炙り出された「リベラリズム」の精神と対極にあると言える、リベラルな精神を獲得していく過程における最大のハードルなのではないでしょうか。

そしてこれこそ実は、「私（内側）」と「世界（外側）」という認識論が取り組んできた壮大なテーマそのものの核心と接続する交差ポイントであり、だからこそ「私」の中に他者性を（複数）持ちつつ統合していくためのヒントが認識論にも隠されている気がしました。

近代認識論の開祖ともいえるべきデカルトは、雑駁にいえばこの世界の疑いうるものを徹底的に疑うことによ

って「私」とは何かの出発点を得ようとなりました。その結果、「我思うゆえに我あり」という一節に凝縮される、私が疑っていることは自体はどうしても疑いようがないという出発点に到達したのです。敷衍すれば、自分が目の前のリングを認識していることは疑いえない（絶対性）けれども、認知・認識能力や思い込みや外的文脈による影響などから自由になれないという人間の宿命からその認識は常に限界を負っている（有限性）という、人間の認識の「絶対性」と「有限性」という「私」を考える上での出発点を得たのだと理解しています。同時に、他者も皆、この絶対性と有限性を併有して存在していると腹に落とし込んでおくことです。この感覚を内在させておくために私が最近実践しているのは、古代ギリシア哲学の一派であるピュロン主義が唱えた「エポケー（積極的判断留保）」です。

目の前に現れた対象（それは意見・主張でも事象でも物でもよい）に対して、一旦判断を留保する態度です。なぜブーチンはウクライナ侵略を開始したのか、コロナウイルスに有効な対策は何か、外国人犯罪はなぜ起きているのか、なぜ自分が応援している党派が負けるのか、なぜ賃金は上がらないのか、日本の米は尽きるのか、なぜ我が子は何万回言っても同じように肘をつきながら箸を動かすのか……。

人間の生き方は多様になり、情報も真偽含めて複雑化する中、ニーチェが指摘するように「不安」な現代の群衆は、最速で最適解を欲しますし、社会的関係の中でもそのように最適な唯一解を誰よりも早く出すことを求められます。アルゴリズムのアテンション争奪戦も相まって、私たちは目の前に起こったことに直情的に解を求める動物化していると思うのです。わからないこと、未知のこと、重大な決定をしなければならないこと、そして自分の考えや価値からすると好ましくないこと、などが起こった時に我々は「我慢」できない。その「わからない」と「自分」の距離を埋めるための「物語」を欲してしまいます。この物語や最適解らしきものに「飛びつく」のをとにかく一回「判断留保」してみます。そうすると、ほかの情報を調べてみる、誰

かと話してみる、一回怒るのをやめてなぜ子どもがそうしようとしたか考えてみる、といったバッファが生まれると思うのです。

私は、民主制とは本来中長期的なアジェンダを決定する枠組みであると考えていますが、このエポケーが「ファスト化」の波に飲まれ機能不全に陥っている現状への処方箋にもなると考えています。ただし、エポケーは相対主義を肯定するわけではなく、最後は何らかの決断をしなければなりません。相対主義では最後は暴力を退けられないからです。なので、最後は決断をするわけですが、エポケーを心がけることは、その決断が見知らぬ他者とも共存していけるような決断により近づくための姿勢・ふるまいに出るということです。これは、駒村先生がおっしゃるリベラリズムの精神とも通ずるものがあるのではと思っております。

さてさて、合いの手が長くなりましたが、自分自身から「逃げがち」で「動物化」しがちな現代の「個人」は、「主権者」も演じなければならないわけです。そうすると、憲法改正という、最も危険な演技を遂行する場合に、より「エポケー（積極的判断留保）」が重要になりそうです。しかし、上記でいろいろ言っていたくせに、私は現在の憲法改正には先生よりも前のめりです。自己弁護的にいえば、もちろん自分の情報や経験の有限性を理解したうえで、自身が接した自由・人権の蹂躪事案の経験や現行裁判所のあまりの消極性に加えて諸外国のシステムや成功事例等を見聞きし、より憲法がもつとアクティブに機能するように改正すべきだと感じている自分があります（絶対性）。現行憲法及び裁判所等が果たしてきた役割に思いを致したとしても（エポケー）、やはり改正が必要なのではないかと考えています。動物としての倉持ではなく、リベラルな私として、そのように考えていると自分では思っているわけです。

しかし、憲法改正になると、駒村先生はあまり積極的には考えていないように思います。もちろんそれぞれの経験や思想・価値観の相違はあるにしても、「個人」「主権者」とリベラリズムとの関係、また、憲法改正と

いう主権発動の場面との距離感といえますか、このバランスや違いはどのようにお考えでしょうか。

駒村… 倉持さんがエポケーの実践者であるとは初めて知りました。なかなか新鮮な事実です。改憲に衝迫するベクトルに引つ張られつつ、エポケーに到達するにはそうとうの精神力を必要とするのではないか。相反する精神の力学に引き裂かれないように注意してください（笑）。

ご指摘のとおり、エポケーはリベラルの精神と相通ずるところがあります。特に「一」で述べた私流のリベリズムは、自己のアイデンティティを一時的に無化するような精神を言いますので、エポケーの訓練はそれにプラスになるかもしれません。ただ、単純な判断留保と違って、既に自らの魂に刻印された確信を改めて判断留保状態に置き直すので、相当の力技を要求するものではありませんが。

さて、リベリズムをめぐるアメリカ哲学の界限では、判断留保とは似て非なるもののですが、bracket（括弧に入れる）がよく用いられます。マイケル・サンデルはリベリズムが道徳的問題をbracketしている点を強く批判していますが、それに対してカント的リベリズムに立つトーマス・ネーグルがこれを擁護しようとしています¹¹。ただ、ここで言うbracketは、論争的な道徳的問題をカッコに入れることを指しており、判断留保と異なり、射程が狭く、かつそれ自体がある種の決断・判断を含意するものです。憲法を変えるか否かについて判断留保するというリベラルも確かにいます。絶対的護憲主義みたいな方たちですね。しかし、リベリズムはそのような判断留保を求めるものではなく、右に見たように論争的な道徳的問題をbracketにするという限られたものです。なので、特定の善にしかコミットしようのない道徳秩序の固定化をもたらさないように、自由や公平・公正の仕組みを再設定することがどうしても必要ならば、むしろそのような観点からの憲法改正はリベラルは歓迎するはずで、憲法改正することそれ自体が特定の道徳的立場の選択になるとは考えにくいのではないのでしょうか。

そのような視点は少し措くとして、判断留保や判断停止のレトリックを使わせてもらいますと、確かに、戦後の改憲論はどれひとつとして成功しませんでした。言い方を変えれば、主権者・国民は改憲提案の誘惑の前に「判断停止」や「判断留保」を繰り返してきたとも言えます。が、それは単なる判断留保ではなく、積極的な決断も含むものであったのではないのでしょうか。つまり、しばらくは一九四七年憲法で行くという判断であり、それは日本国憲法に改めて正統性を付与する意義があったように思います。ですので、私は日本国憲法の正統性の源泉は、ひとつにはポツダム宣言、もうひとつには、戦後一貫して改憲論の荒波を乗り越えてきたことだ、と主張しております。⁽¹²⁾

また、倉持さんが指摘するように、確かに私は改憲に積極的ではないように映ると思います。ただ、私は護教的護憲論者ではなく、憲法改正そのものに否定的であったことは一度もありません。⁽¹³⁾ 提案されているいくつかの改憲構想は、改憲に値いしないから反対しているだけです。要するに、必要があれば改憲はすべきであるが、やるならまともにやらなければならない。保守派の中には「押しつけ憲法」という視点から「日本人の手による憲法を」との主張をする人がいますが、そうすると、来るべき改憲は「日本人の手による」初めての憲法変動になるわけですから、なおさらまともにやらなければならない。失敗は許されないと考えるのです。必要な改憲、改憲の限界を無視した改憲、憲法の法規範性を無視し憲法を物語の巻物にするような改憲などがなされれば、憲法そのものを空洞化させる改憲になり、いったん先例が出来上がると、その軌道修正にはものすごい時間とコストがかかるでしょう。それらを恐れるのです。

そうならないためには、まず、①政治指導者が——未来志向でも過去志向でもどちらでも構わないので——日本の近未来像をしっかりと提案し、その構想形成の過程自体を熟議にさらした上で国民に開陳してほしい。そして、②かかる近未来像を実現するにはどういう政策や立法が必要なのか、具体化を実務的に詰めてほしい。

その上で、③かかる政策や立法が憲法と整合するように設計することを努力し、④それでも憲法を変えなければならぬという事態に陥った場合、改憲に踏み切る……このような順序で改憲論は進むべきです。ところがこの①をしつかり構想し議論するための中長期的な議論のトボスが日本政治には決定的に欠けています。中央省庁改革のときのような時代の英知を集めて議論をする場も慣行もなくなりました。これは倉持さんが喝破した「ファスト化」の波に、日本政治も日本国民もすっかり呑み込まれているからでしょう。

そうしたことをきちんと立て直すことが先決であると私は考え、発言してきたつもりです。それを政治家と有権者が考える。市民が問題提起をする。こういうハードな政治の慣行が樹立できていない現状で、どうして「主権者」の仮面をかぶればとたんにそれができるのか、私は一貫してそれを疑ってきたわけ⁽¹⁴⁾です。

やるべきことがたくさんあるのにやらないままで、あるいは、やることができないにもかかわらず、改憲という高次政治に手をつけようとするのは、必ず改憲を無意味なものにします。右に述べたような政治の軌道修正をすることは、憲法改正だけでなく日本政治一般にとつても重要なのに、エポケーでも抑えられない情動に駆られて憲法改正へ突き進むのは、政治の閉塞状況を通常政治で地道に穴をあけていくことすらできないのに、改憲という歴史的舞台に立てれば一気に解決できる、一気に解決できるスーパーマンになれる、という玉碎思想に見えて来るのですよね。あるいは、「主権者」という仮面をかぶれば最強の「破壊者」になれると考え、閉塞した政治状況をとにかくぶち壊すという破壊衝動にも見るのです。

三 司法に愛想が尽きる前に

倉持… ありがとうございます。やはり、リベラリズムは「精神」であるということも明確に再確認できました。

その情動みたいなものをどうコントロールしていくかは、憲法とリベリズムをつなぐ大事なカギにもなりそうですね。

さて、上記の駒村先生の分析によれば、憲法は司法の文脈ではアクティベートしている、とのことでした。しかし、やはり日々訴訟を行っている私としては、そもそも事件性の要件の壁が高すぎるために様々な客観的に明らかな制度的不備に対する憲法判断が「原告の存在」に依存してしまう点、たとえばそれをクリアしたとしても憲法判断の有無が裁判官の属人性に依存しすぎてしまう点、などからすると、まだまだ憲法判断に巡り合えるのは「宝くじ」的確率であり、不十分であると考えています。

駒村主権論では、憲法改正という「主権者が始動する」文脈では、あまりにこれがアクティブではないほうがよいのでは、という論調であつたと理解しますが、司法の場面で裁判所が積極的に憲法判断をすること自体については、どのようにお考えでしょうか？

先の先生の議論と合流するとすると、憲法判断しうる事案でも違法・合法で事件を「処理」してしまう傾向がきわめて強い日本の司法の姿勢こそ、憲法を安楽死させてきた裏のアクターなのではないかとすら思っています。

というのも、上でも少し触れましたが、先日、私が現在原告代理人として手がけている精神福祉保健法違反訴訟の証人尋問期日の後に原告から発された言葉に強く胸が締め付けられた経験があります。一三歳のときにそれまで精神科の診断も皆無だった彼が中学登校中に兄相や警察などの大人たちに羽交い絞めにされバンに押し込められ、即日一時保護（児童福祉法）及び医療保護入院（精神保健福祉法）されたというこれらの措置の違法性と精神保健福祉法の違憲性を争って提訴しました（医療保護入院は年間一三万人近くが強制入院させられており、濫用的な運用がなされ続けております）。訴訟は先日の尋問までですでに三年が経過していますが、上記で触

れたように、裁判所は最初から私が訴状の三分の二を割いた憲法判断については完全に無視しました。彼も、最初は何とか自分が提訴という旗振り役になることで憲法判断を得て、今後の濫用的運用に釘を指すような法改正につなげたいと、様々なリスクを覚悟で原告として立ってくれました。しかし、三年も訴訟に費やし、憲法判断には見向きもされなかったことに、彼は現在二〇歳ですが「最初は自分が立つことで何とか変えたいと提訴しましたが、三年も経過し、憲法判断も無視され、もっと違う一八歳から二〇歳を送れたのかなって」と話してくれたのです。私はこの言葉に身につまされました。青年の一番楽しい時期を犠牲にしていることにあまりに無自覚であったことと、同時にやはり司法の応答性があまりに低いのではないかと。大文字の「人権」を語るのは簡単ですが、こうした現場の、地べたにある「人権」を救済するためにもっと憲法をアクティベイトさせる必要があると考えるのです（韓国では、日本の精神保健福祉法をモデルにした精神保健法が二〇一六年に憲法裁判所によって違憲の判断が下されており、そのことも念頭にあります）。

たとえば、優生保護法は憲法一四条がすでにある状態で成立した法律で約五〇年間存在しました。現在私が取り組んでいる精神保健福祉法や入管の問題もそうですが、明らかに人権を過剰に侵害しているような法律が何十年も存在しており、問題事例も相当数積み重なっているにもかかわらず、これらに対する司法による憲法判断のチャンスすら裁判官次第という状態です。今この瞬間にもこのような法律の運用で過剰な人権制限を受けている人間がいると思うといたたまれなくなっています。このような事態は決して望ましいとは思いませんが、何か制度的な担保は必要だとお考えですか？ それとも、地道に現状の司法制度を「信じて」活用すべきというお考えでしょうか。現状裁判所にコンペティター（競争者）がいないことも問題だと考えています。裁判所のコンペティターとなりうる機関・制度は現状でも存在するのか、また、創設すべきなのか、このあたりの先生のお考えをお聞かせください（たとえば駒村先生は韓国の憲法・政治学者の先生方とも交流があります）。

が、韓国の憲法裁判所や国家人権委員会などは輸入すべき制度として参照可能とお考えでしょうか。難しいとすれば、運用面など日本社会（官僚機構、司法、アカデミア等）特有の理由がありますでしょうか。）。

駒村… とても重たい課題を提起されましたね。それに答える前に、少々ドライかもしれませんが、私の改憲論への姿勢について弁明させてください。改憲という、「主権者」が始動する瞬間に話しが及ぶと、私はとても消極的に見えるというのは、先ほど言いましたように、別に始動しても構わないのですが、主権者として舞台上上がる前に、有権者として、あるいは市民として、その責務を果たしてきたのか、ずいぶんサボって来たのではないか、なのに主権者の仮面をかぶったとたん目が覚め本気が出るとは到底信じられない、と考えるからです。授業もサボリ、夏期講習にも行かず、試験本番になったら実力が発揮できる受験生なんかいないと思うのです。準備はしていないけどワンチャンに賭けようというふうに聞こえるんですね。『主権者を疑う』という本を書いた人間としては、そのあたりは徹底的に疑っています。また、かかる批判的接近を通じてしか主権論は成立しないと思っています。ワンチャンをとにかく信じて、玉碎に終わってはたまったものではありません。

このことを別な言い方をすると、こうなります。現行法制度の下で過酷な人権無視が行われている。現行制度の下で司法が機能せず、正義が空洞化されている。だから改憲だ！ と言うわけですが、私が理解できないのは、現行法制度を変えることができない勢力がどうして憲法が改正できると考えるのか。多数決で負ける勢力が特別多数決で勝てるはずがない。倉持さんの心からの叫びに対して身も蓋もない応答になりますが、私はそのように考えます。

では、青春を犠牲にして「権利のための闘争」に明け暮れたジャンヌ・ダルクをこれからは献祭し続けるのか。その点をどうするのかは、先に述べましたように、「重たい課題」です。

倉持… ありがとうございます。上記倉持からの問いの趣旨としては、この「重たい課題」への解決策としての「改憲」は一次的には念頭になく、むしろ改憲せずとも権利救済へのアクセスの拡充の観点から何らかの制度的オプションがありうるのか、はたまた、それらを尽くしたとしても（尽くせないからこそ）「改憲」が必要になるフェーズがありうるのか（もしくはそれ以外の第三の道があるのか？）、という点を質問後段とからめてお聞きしたいと考えております。

駒村… 個々のケースにおける司法の不条理さの問題と、司法一般に巢食っている制度的欠陥の問題は区別する必要があります。精神福祉保健法違憲訴訟がはらむ数々の不条理が、担当判事の資質や事案の特殊性に起因するものではなく、司法の制度的欠陥にむすびつく場合は、個別ケースを超えたいわばメタのレベルでの手当が必要になります。訴訟制度の改革をするのか、裁判官の任用システムや修習システムの改善か、法曹養成機構の再編か、司法試験改革か、はたまた改憲か（ひとくちに改憲と言ってもどこをどう変えるのかの提案なくして、改憲の賛否だけを問うてもほとんど何の意味もないでしょう）。

私は、改憲を一般論としてではなく、具体的提案を素材に議論したいのです。改憲の賛否自体を個別改憲提案を抜きに問うのは、匹夫の勇を競い合うだけの無意味な、否、かなり危険な衝動です。

倉持さんが指摘するさまざまな不条理を放置し、あるいは制度化し再生産すらしている「国民」が、いざ改憲を前にして「主権者」の仮面をつけ直せば、とたんに不条理を一層するようになるとは考えにくい。繰り返しますが、多数決で負けている少数派が、特別多数決の局面で勝てるはずはなく、当然敗けるわけです。多数決の暴挙や怠慢を憲法改正で是正するという考え方は何か佻しいものを感じます。

とは言え、次のように考えることもできるかもしれません。多数の横暴を憲法改正で是正するのは確かに難しい、多数決で負けている者は特別多数決でも負けるからだ。が、だからこそ、憲法は裁判所を設け、適法な

提訴をし得る者であれば誰でもが司法に救済を求めることができ、司法が少数者に代わって多数決を統制するという仕組みを導入したのだ、と。憲法改正によって立法や行政を統制できない以上、司法が憲法解釈を通じて立法や行政を統制する役割を担うことによって、憲法政治のバランスを保つことができるのではないか。であるとすれば、そのような司法の（そして違憲審査制の）役割をよくよく理解した判断を裁判官には期待したいですね。立法や行政の肩ばかりを持つようでは、上記のような憲法システムは機能しなくなると思います。誇張を恐れずに言えば、「憲法改正」を「憲法解釈」で代替する役割を司法は担っていると言えるかもしれません。その意味では、「解釈改憲」のそしりを受けないギリギリの線までがんばる必要がある。さらなる誇張を犯せば、裁判官には、「どうだまいったか、悔しかつたら憲法を改正して私たちを止めてみる！」という気概で取り組んでほしいですね。まあ、かなり度が過ぎた言い方になりましたが、いずれにしても司法、そして違憲審査制に対する期待は切実で大きいということが言いたかったことです。

あまり具体的な回答になっていませんが、そういう方向で頑張るしかないでしょう。頑張り方としては、魅力的な憲法学の開発、裁判官のプライドや職責意識の涵養、そして弁護士との腕前の向上、等々が求められていると思います。あとは、それらを取り囲む公共訴訟を支援する仕組の充実です。CALLYなどのクラウドファンディング・プラットフォームや公共訴訟を専門とする法律事務所を設置、あるいは訴訟データや法令データのオープンデータ化、政策情報へのアクセスの拡充、そして、それらを活用したシビック・テックの普及やジャーナリズムの活動拡大、さらに民間法制局のようなプロジェクトの構想、等々、やるべきことは多いですね。憲法改正よりもインパクトが大きいのではないのでしょうか。もちろん、そういう過程で、憲法裁判所の設置のような改憲課題もクロースアップされるかもしれません。

倉持… 憲法判断に対して積極的な司法になるには、（最高裁含めて）裁判所が民事刑事の紛争解決機関化してい

る。裁判所に憲法の専門家が一人もいない」という問題は大きいと考えています。そういう意味で人材養成やいわゆる憲法専門家の中途採用みたいな流動性も必要ではないでしょうか。

駒村… 八一条の精神をどう生かすかですね。これは疑いなく統治の核心に触れる問題で、改憲論の射程に入る論点です。憲法裁判所の設置に向かうのか、最高裁の中に「憲法審査部」を新設するのか。あるいは、裁判所法の改正が必要になるかもしれませんが、勧告的意見の制度を導入してみるとか。それと憲法訴訟論をどうするかですね。審査基準論とか三段階審査とかもかつてほどの状況にはないように思うのですが、ここでもう一回がんばって、七〇年代から八〇年にかけての憲法訴訟論の遺産をもう一度検証し、ロースクール導入後の憲法的論証の諸提案をめぐる議論の成果も踏まえて、「シン・憲法訴訟論」を立ち上げ、その成果を司法研修所の教材にしてみたり、『憲法訴訟手続法』を作ることなども、試みられてもいいように思います。ちよつとかなり妄想的な主張も含まれますが、そういう方向での議論が出てくればまだまだ捨てたものではない、ということになるでしょうかね。

調子にのって、もう一言を言えば、「憲法の専門家」は既に最高裁に何人かいるように（いたように）思います。例えば、宇賀克也前最高裁判事は、行政法の大家ですが、少数意見の筆致はまさに憲法学者のそれとも言えます。芦部憲法が依然として憲法教科書市場を席捲しているとは思いますが、これにかえて、宇賀憲法を出版することを岩波書店などは考えてもいいのではないか（笑）。

以上の私の考えは、法の支配一択でデモクラシーには希望はないというふうに聞こえるかもしれませんが、そうではないのです。「主権者」は眠っていてもいますが、「有権者」「市民」としては覚醒してもらいたいということなのです。「有権者」「市民」だとスケールが小さい、盛り上がりがないという声もあるでしょうが、そういう声こそがデモクラシーをダメにしていると考えています。

四 「眠らない主権者」というナンセンス?——主権者をいかに馴致するか

倉持… さて、最後になりましたが、やはり、ここまで論じてきた「個人」「有権者」「主権者」のどの仮面をかぶるにしても、リベリズムの精神や「判断留保」など、ある一定の自己規律が必要になりそうなのわけです。一方で、駒村先生は、この世界の不条理を放置してきている国民は「主権者」の仮面をかぶったかと言って不条理性を一掃させるような判断をするとは限らず、依然として不条理を再生産するだけではないかとおっしゃいます。そうになると、生身の個人である動物的国民と「主権者」（ひいてはリベリズムが想定する「個人」との距離・隙間は埋まらない、むしろ先にみてきたような現代 SNS 社会においてはどんどんその距離は離れて乖離は広がることにはならないでしょうか。その結果、国民が「主権者」として立ち現れる場面をますます制限しなくてはなりません。

上記の私の質問リストで、ケネス・盛・マツケルウェイン教授と山本龍彦教授の議論を引いて、日本国憲法の規律密度の低さからすれば、主権者は常に起きてなければいけない、いわば「眠れない憲法」であるとの指摘を紹介しました。正直に「国民は寝てくればいい」としゃべってしまった総理大臣もありましたが、戦後日本政治は主権者を眠らせておくことに大成功してきた世界的にみても稀有な社会だと思えます。これによって、主権者は「永眠」に近い状態におかれてしまい、いざというときに、ブレイクスルーを惹き起こす足腰がないのではないか、また、「支持政党なし」が最大勢力で「ニヒリズム」「シニシズム」に酔っている国民が多数を占める日本政治では、ある一定の自己規律を身に着けた自己統治の主体、つまり「有権者」「市民」がもはやどこにもいないのではないか、という質問をさせていただいたつもりです。

先生への最後の問いはここです。そもそも、「主権者」としてふるまう足腰のない「国民」を、主権者とし

てふるまうための何らかのトレーニングが必要なのか、それともこれはもう放置するしかないのか。必要だとすれば、一体どのようなオプションやプロジェクトがありうるのか。これは、動物化している個人をリベラリズムが想定する個人に涵養していく必要性ともオーバーラップするとも考えられます。この点はいかがでしょうか。

駒村…「眠れない憲法（眠らせてくれない憲法）」というのは条文数と単語数がともに少ない憲法、いわゆる規律密度の低い憲法のことですね。「眠らせてくれない憲法」を持っているから、主権者は常に覚醒していなければならない。つまり、常にテキストの改正をして、条文の規律密度を上げ続けなければならないということなのでしょうね。規律密度が低いと憲法解釈の余地が広くなり、そこに権力担当者がつけ入って憲法を歪める可能性があるから、主権者は二四時間「寝ずの番」で改憲をして解釈の余地を狭める必要があるという主張なのかと思います。この場合の「主権者」とは一部の権力担当者でなく、国民総体ということになりますが、これがナイトシフトも含めて常に改正という一大イベントを挙行し続けるという統治スタイルを語っておられるのだとすれば、申し訳ありませんが、一体何を求めてこのような構想を語られるのか理解できないところがあります。どんなに条文を精緻化しても解釈の余地は残りますし。おそらく、論者はある種のレトリックとしておっしゃっているのでしょう。「常に警戒せよ (eternally vigilant)」という趣旨であると。

このような論者の主張の背景には、①規律密度が低い憲法は必然的に権力者によって悪用されるという前提と、②憲法を作った主権者はそのような憲法を想定していないという二つの前提があるように思われます。憲法を作ったのも改正するのも主権者です。規律密度が低い憲法を作ったのは当の主権者であるはずで、その主権者が自分の作った自信作を「寝ずの番」でメンテナンスしなければ心配でどうしようもない、という見方は合理的ではない。そうであれば、最初から規律密度の高い憲法をどうして作らなかったのか。こう考えますと、

①と②そのものを疑ってかかる必要があります。

「押しつけ憲法」論をとるのであれば別ですが、規律密度の低い憲法は主権者の意図に基づくものであったと考えるのが、私には適切であるように思えます。と言いますか、どんな憲法でも主権者は「そのような憲法を望んだのだ」と考えなければ、それは主権者ではない。だから当初構想がどうしてもデッドロックに陥ったときにしか、主権者はまどろみから覚めて改正に乗り出さない、それまでは冬眠している、という「眠れる主権者」論は、適切な主張であると考えます。日本国憲法の場合は、規律密度の低い、解釈的余地と立法的充填の余地の広い憲法を頂点に、代表民主制と違憲審査制の対抗的統治によってそれを運用するという方向を主権者が選択した。それが「原意」であると捉えるべきです。二四時間起きていなければならぬ憲法をどうしてわざわざ作るのですか？ ふつう一仕事終えたら、しばらく寝ていたいと考えてるのではないでしょう。

いずれにしても、私は「主権」と「主権者」という術語を汎用性の高いフィクションとして使うことには種々の問題があると思います。もちろん、「主権」も「主権者」もフィクションでしかないのですが、それをレトリックの次元でのみ用いて、二四時間寝ずの番を強いる、ジョークみたいな描写で統治を描くのは、無意味とまでは言いませんが、憲法論としては適切ではないと考えています。なので、私は、もう少し主権者の役割を明晰に語る道はないかと考え、かつ、主権者を主権者としてリスペクトするが故に、上記のような思考を『主権者を疑う』では展開したつもりです。

私の主張は、「主権者」「有権者」「市民」という三つの仮面（ベルソナ）を国民はかぶり分けて、統治という舞台上で役柄を演じ切る、というものです。そして、仮面は異なりますが、演者自身は同じ主体です。ですので、生身の動物的国民と主権者の間に「乖離」があるわけではありません。同じ役者が異なる役柄を演じているだけのハナシになります。私の上述した日本国憲法理解からしますと、「有権者」および「市民」として頑

張るのが我が国の憲法のスタイルです。と言いますか、通例、憲法というのはそういうスタイルを基本にしているはずです。「有権者」という役柄や「市民」としての役柄がうまく演じられない演者が、「主権者」という秘伝の仮面を装着するとたんに輝かしい演技を披露できるとは考えにくいですね。

とは言え、私のような構成にも多くの課題があると思います。各仮面を演じ切れないのは演者が悪いのではなく、台本が悪いという可能性があります。「主権者」「有権者」「市民」の役柄を演出家とともに十分に練り上げて、各自の個性的な役柄をきちんと割り振る作業自体が実は未完成であるのかもしれない。私はそのあたりの役柄についての素描を、これも繰り返しになりますが、『主権者を疑い』で試みたつもりです。

また、「主権者」「有権者」「市民」という、いずれの役割規定においても、「個人」という素面[△]が登場するという憲法一三条のアレンジをどう理解するかも重要です。これは仮面をかぶらない状態、つまり素面のことを指すのであれば、どの役柄を演じていても、「個人」つまり素面の演者自身が表に出てきて台本に注文をつけることができるというややこしい構成になります。さらにややこしいのは、人がかぶる仮面は上の三つに限りません。憲法が統治の舞台装置とともに指定した仮面は以上の三つなのですが、実際に人々はもつと多様な仮面をかぶり分けています。「個人」も素面で見えて、実際は多彩な仮面をかぶっている存在で、かかる個性的で多層的な仮面が結ぶ像が「個人」であるにすぎません。この点、それでもなお私たちは「素面[△]」の個人を想定すべきか、想定できるのか、を問わなければなりません。三つの仮面の役割規定が曖昧で空洞化すれば、別な仮面をみながかぶり出し、台本も舞台装置も無視して、勝手に踊り出す可能性があります。これをいかに防ぐか、現在の社会状況や国家状況はこの最後の危惧が徐々に現実化しているのかもしれない。というわけで、倉持さんの質問に答えるとしたら、しっかりと台本を書くこと、それに基づいて演技指導すること、演者の自己主張をどこまで反映させるかを考えること、どの仮面も役柄も空洞化してみなが勝手な

仮面をかぶって踊り出すことをいかに防ぐかの準備をしておくこと、となるでしょう。

それには時間もかかるし、なによりも中長期的に国家の基本問題を語る場が必要であり、それが習慣化する必要があります。その意味で、倉持さんが指摘する、最適解を最速で（即席で）求める現代人の性向、そしてそれを加速させるアテンション・エコノミーが深刻な問題である点は、私も共感しますね。ただ、それは動物化と言っているかどうか。動物は常に自分の時間軸で生きていますからね。むしろ機械化を行った方がいいのかなど。入力と出力を媒介するだけのマシーンになっている。本来は出力をフィードバックさせる回路が必要ですね。それが判断を複雑化させるはずで、動物とは本来そういうシステムであるはずで、入力と出力の単純な橋渡し機構ではないはず。

なので、機械化し情報化する人間が今後もデフォルトになるのであれば、むしろそれを利用して、デジタルな民主政を構想して、シビック・テックの適切で有効な導入を考案する方がいいかもしれませんし、それこそ改憲に匹敵する統治の刷新につながるかもしれません。⁽¹⁵⁾

【この対話は二〇二五年一月二日時点のものである】

(1) この点、野党の敗因として、二〇二五年の参議院選挙ではいわゆる「外国人問題」などに争点が逸れてしまっている、自民党の裏金問題などが適切に争点化されなかった結果、野党勢力も票を伸ばせなかったという類の分析は全く的外れである。与野党ともに既存勢力の「うさん臭さ」お前らでは何も変わらない」を払拭できなかったからであるし、実際このような問題意識では今後何も変わらないであろう。

(2) 近時のトランプ二・〇成立までの社会文化的な背景及び動向の分析としては井上弘貴「アメリカの新右翼 トランプを生み出した思想家たち」(新潮選書、二〇二五年)、石田健「カウンターエリート」(文春新書、二〇二五年)に詳しい。

- (3) 拙著『リベラルの敵はリベラルにあり』（ちくま新書、二〇二〇年）三〇一―三〇三頁で、岡田陽介「カウンターデモクラシーの担い手」（岩井奉信・岩崎正洋編『日本政治とカウンターデモクラシー』勁草書房、二〇二〇年）から引用・紹介したとおり、日本の若者及び現役世代は政治参加経験が減退しており、政治への関心も諸外国と比べてダントツに低い。また、たとえばデモに対する意識も二〇代では六〇%以上が「偏っている」と回答するなど、政治に対するコミットが弱い。「生活」という面からみても、単身を除く世帯の約三世帯に一世帯（三二%）で貯蓄がない（金融広報中央委員会「家計の行動に関する世論調査」二〇一七年）。これは、高度経済成長の途上の二二%と比べても高く、一九五〇年代、つまり戦後まもなくと変わらない水準といえる（なお、このままのペースでいけば、二〇三五年には、五〇%の世帯が貯蓄なし、となる）。世帯所得三〇〇万円未満の人々が全体の三三・六%、四〇〇万円未満であれば四七・二%で、生活にゆとりがあると答えた人々は四%で、苦しいと答えた人々は約六〇%である（厚労省「平成30年国民生活基礎調査」）。世界価値観調査 *World Values Survey*（2005-2009）によれば、「どのくらい自由を感じますか」との問いに、「非常に」との回答の割合は五八カ国中五八位、平均値を見ても五一位であり、*WVS*（2010-2014）では、「あなたは、自分の人生をどの程度自由に動かすことができると思いますか」との質問に「人生は全く自由になる」という回答の割合は、六〇カ国中五八位、平均値で五九位という結果だった。また、橋本健二『新しい階級社会』（講談社現代新書、二〇二五年）は、「アンダークラス」という新たな階級の出現（就業人口の一三・九%、平均年収は二二六万円、貧困率は三七・二%にも達する）を分析的に指摘し、興味深いことに、アンダークラス及びこれに近づけば近づくほど投票経験も支持政党もなく政治参加や政治に対する関心が著しく低下している（一二六―一三〇頁）。さらに、言論NPOの調査においてもここ数年は議員によって自分が代表されていると思わない人々が過半数を超え、若年層でいえば約八割が「代表されていない」との回答をしている（言論NPO、二〇一九年）。これらを総合すれば、現代日本社会を生きる現役世代は、目の前の生活が苦しく「他者」に気を配る余裕も政治に関心をもつ余裕もない。また、政治を通じて社会が変わるとも考えていないし、中長期的な持続可能な社会の構想など持ちようもない。彼らに対して、「強い個人」的な自己規律を前提とした他者との対話や政治参加を通じて社会を設計する「個人」たれと繰り返し返しても、「刺さらない」のではないか。
- (4) このように主権者を局面ごとに切り分けて論じているのは、本書より前の研究として、山本龍彦「国民主権と統

治行為」法学セミナー二〇一五年一〇月号五〇頁。

(5) 古谷経衡『参政党支持層の研究』Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/a8c5f40ceac4bad06c7f110a2c927b1b0f2763e2>) では、参政党支持者について「彼らはその時々支持政党を変え、固定的な支持政党を持たない所謂「無党派層」ではない。そもそも、世の中には与党と野党があり、保守よりなのが自民党、その自民党と連立を組むのが公明党、野党にあつては進歩的なのが立憲民主党、社会民主党、れいわ新選組や日本共産党であり、その中間あたりに維新、国民民主党が居る」、などという新聞やニュースなどがある程度読み見たりすれば誰でも何となくわかっているだろう、政治的マトリックス（座標軸とも言う）が頭の中に一切存在していない。「このような人々は、「無党派層」ではない。しいて言えば「無関心層」である。この無関心層が人生で初めて投票に行くことで、参政党は伸びていった。」「つまり彼らは、既存政党が何を言っているのかをそもそも知らないのである。（中略）だから参政党支持者は「既存政党への不満」を持つ人々ではなく、辛辣に言えば比較的長く生きてきて、人生の中で一度も政治的事柄に興味を持ったことが無かった「無関心層」であると言える。このような特色は、参政党支持者の多くに共通するものである。」「それは「過去の戦争経験の風化」を前提としながらも、もっと別種のある種の「何も考えないで生きてきた人々」の可視化だと思う。」として、彼らを民主主義的価値観と差別も排外主義も反科学も区別できない「生まれたての赤ちゃん」と呼ぶ。

同時に参政党支持者は平均的な年収を得ているある程度安定した社会的地位を有している人が多いという研究もある。これらをあわせれば、日本の「個人」「市民」「有権者」はやはり何らかのテコ入れが必要ではないか。

(6) ケネス・盛・マッケルウェイン『日本国憲法の普遍と特異 その軌跡と定量的考察』（千倉書房、二〇二二年）五七頁。

(7) 山本龍彦「主権者なき憲法変動——日本国憲法秩序のアイデンティティ」『論究ジュリスト』二五号（二〇一八年）一四八頁。

(8) この点、二〇一二年四月二七日に、国会議員有志によって国会法六八条の四に規定される衆議院議員一〇〇名・参議院議員五〇名という法定の要件をクリアした形でいわゆる「一院制」への憲法改正原案が提出された。しかし、「会派・政党の正式な機関承認を得ていない」という理由から、衆議院は受理せず、同原案は審査すらされなかった

のである。明文で規定された法定の要件を満たしていたにもかかわらず、法定すらされていない「会派」なるもの
 意思によって主権の発動のための道が閉ざされること自体倒錯していると言わざるを得ない。主権者はどこでも自分
 たちの全くあずかり知らないところで、寝かされている。状態である。

- (9) 駒村圭吾「憲法は死んだのか？ 駒村圭吾さんが語る「付度の連鎖」への処方箋」朝日新聞二〇二五年四月一九
 日 (<https://www.asahi.com/articles/AST4L1CX7T4LUPQJ005M.html>)。

- (10) 駒村圭吾「解説『政治』を喪失したリベラル——その死と再生のための黙示録」マーク・リラ（夏目大訳）『リ
 ベラル再生宣言』（早川書房、二〇一八年）特に一五六—一五八頁参照。また、駒村圭吾「さらば、リベラル（20
 24年憲法記念講演会）」憲法問題三六号（二〇二五年）一四〇頁も参照。

- (11) Michael J. Sandel, reply by Thomas Nagel, *The Case for Liberalism: An Exchange, The New York Review*
 (Oct. 5, 2006).

- (12) Keigo Komamura, *The Death or Reincarnation of the Constitution of Japan?: A Nation of “Constitutional*
Change Without Amendment” (unpublished manuscript) (forthcoming).

- (13) 駒村圭吾「近代との決別・物語への回帰」奥平康弘他編『改憲の何が問題か』（岩波書店、二〇一三年）三四頁。

- (14) 駒村圭吾『主権者を疑う』（筑摩書房、二〇一三年）二七七頁。

- (15) 駒村圭吾「Pluralityを憲法学から見る」サイボウズ式ブックス（二〇二五年九月二日）(https://note.com/cybozushikibooks/n/nb2fc9337efbd7fbclid=IwY2xjawOMKeFleHRuA2F1bQlxMQBzenRjBmfwcf9pZBAyMjIwMzKxNzg4MjAwODkyAAEeKGMF8ADuTKmUvBq7n_7vujAW_SXqzKIN5rRGJHEQMj2IEDCHPtj3uPeIQ_aem_2P8BMn-rf5rsPJ86RCV23A)。